

# 宣帝期の政治史

## —先行研究より—

中川祐志

この疑問の答えとして、宣帝は「漢家、自ら制度あり、本々霸王道を以つて之を行わんと欲す」と、光武帝は「吾は天下を理むるも、亦た柔道思想を持っていたという共通点が見られた。そして、この共通点こそ光武帝が宣帝を選んだ理由であると考えた。

- 一、序章
- 二、前漢の政治史について
- 三、宣帝期の政治状況
- 四、宣帝期の政治施策
- 五、結語

本稿は、先行研究における宣帝期の特異性を總めることを目的としている。

### 一、序章

私は先に執筆した「光武帝の宣帝觀<sup>(1)</sup>」と「光武帝の宣帝觀<sup>(2)</sup>」補論<sup>(3)</sup>にて、後漢王朝の創始者である光武帝が、宣帝に「中宗」と廟号を追賜することで、前漢期における中興の祖であることを示している。その背景には、光武帝自身が王莽の篡奪で絶えた漢王朝を再興した人間であり、宣帝と同じく中興の祖であることを内外に示したのである。

その中で特に注意したのが、前漢十一帝のうち宣帝が選ばれた理由である。漢王朝の創始者である高帝や、呂氏一族殲滅後の不安定な劉氏政権を立て直した文帝、強大な天子権をもつて漢王朝の最大版団を形成した武帝など、後世「名君」と称えられる皇帝がいるなかで、敢えて光武帝は自身の理想像に宣帝を選んでいるのである。

### 二、前漢政治史について

「後漢書」杜篤伝には、杜篤が光武帝に左記の如く前漢皇帝の評価を上奏している。

- ・高祖…創業
- ・惠帝…嗣傳
- ・太宗…德隆
- ・景帝…財衍
- ・聖武…威盛
- ・宣帝…元帝…政行
- ・成帝…哀帝…侈極
- ・平帝…祚欠

また、時代が下つて『晉書』劉元海伝には、前漢期の皇帝を左記の如く評価している。

- ・太祖：神武を以つて期に應じ、廓して大業を開く
- ・太宗：重んずるに明徳を以つてし、升りて漢の道を平らかにす
- ・世宗：土を拓き夷を攘い、地は唐日を過ぐ
- ・中宗：搜して俊噲を揚げ、多士、朝を盈たす
- ・そして、この四帝の功績は三皇五帝よりも大きく、故に漢王朝は夏や商、周よりも長く命脈を保つたと論じているのである
- ・現代もまた、多くの研究者が取り扱うトピックの違いによつて前漢政治史を時代区分されているが、本稿ではその数例を挙げてみた
- ・大庭脩<sup>(3)</sup>
- ・前二〇二年～前一五四年
- 劉邦が皇帝となつてから、吳楚七国の乱に勝利するまでの時期
- ・前一五四年～前八七年
- 景帝から武帝が死ぬまでの時期
- ・前八七年～八年
- ↓昭帝を擁して霍光政権が成立して以後、宣帝の繁栄を経て王莽に篡奪されるまでの時期
- ・佐藤武敏<sup>(4)</sup>
- ・高祖：創設
- ・文・景帝期：比較的無事平和な時期が続いて基礎が固まる

・武帝期：國勢は絶頂に達するが、末期から次第に衰退  
・昭・宣帝期：中興の時期。或は武帝から宣帝に至る約一世紀間

が前漢の極盛期とする説もある

- ・元帝期：宦官が政治的権力を掌握
- ・成帝期：外戚の專權が行なわれ、漢帝国は衰退の一途をたどる
- ・平帝期：王莽が摂政となり、やがて王莽の時代に入る
- ・好並隆司<sup>(5)</sup>

・劉邦と功臣を繋ぐものは、私的主従関係。但し、皇帝位を踏むまでの期間で、測位以後は君臣関係（皇帝と臣下）

- ・文帝は拌啓の宗族が弱いため、元勲が支持した。官僚化
- ・官僚対劉氏封建勢力。專制化対劉氏（封建勢力）。双方の対立。皇帝の專制化。七国の乱の結果成立
- ・武帝は外戚を抑圧して、後宮支配を行なう。諸侯王の誅殺（やはり專制支配であろう）皇帝権の優位。このなかから封建勢力の抬頭。双方併せもつ宣帝の支配。宣帝の王嗣の融合。專制と封建の妥協。後者の天子理念は周辺諸国に波及
- ・皇帝の專制的政治システムの成熟度：宣帝は專制権力を封建勢力と均衡する支配制度形成

・儒家思想の伸長。封建化深化→王莽出現

私は前漢史の時代区分を、皇統の直系の系譜を中心に、高帝期から高后期までの創成期、文帝期から昭帝期までの拡大期、宣帝期から成帝期までの爛熟期と、大きく三つに分類している。

そして、最も重要なことは、武帝期に台頭してきた儒家思想が、

絶対的権限を持つはずの皇帝も儒家思想の中に取り入れられていく。その最たる例が劉賀の廢帝と宣帝の即位であろう。昭帝の後継者として昌邑王であった劉賀が霍光達によつて皇帝に擁立されても、一ヵ月も経たずに淫乱を理由に廢位されることになつた。その弾劾文には「孝經」五刑章が引用されているが、若江賢三氏は「現皇帝を死刑にできないから、「孝」の資質がないことを以つて退位の理由としている」と論じられている<sup>(5)</sup>。また、宣帝の擁立においては、「詩」・「論語」・「孝經」を修得していたことが重視されて皇帝に擁立されていることから、儒家の經義が皇帝としての資質にも関係していることが理解できる。

このように、前漢期は儒家思想が皇帝権力と迎合していく時代であり、儒家思想が現実的な政治思想へと変化した時代でもあつた。そして、このような前漢政治史の流れのなかで、武帝期にあまりにも巨大化した中央政府の機構を縮小し、改変したのが宣帝期であり、既述したように光武帝が漢王朝を再建するにあたり、模範としたのが宣帝であったことは、注意すべきことであろう。

### 三、宣帝期の政治状況

先行研究を見てみると、私以外にも宣帝期の特異性に着目されている方がおられる。例えば、松島隆裕氏は宣帝期の特異性に着目されておられる一人だが、氏の宣帝観は私の宣帝観と大きく異なる。氏は「宣帝が自らのめざす理想像として明示したのは武帝

であった」と論じられているが、私は宣帝が理想したのは文帝であつたのではないかと考えている。もちろん、氏も宣帝が武帝に武力を用いてクーデターを行なつた戾太子の孫であり、武帝への感情的な反発を抱いていたとする先学の研究を考慮する必要はあると踏まえたうえで、「少くとも皇帝理念の上では武帝は理想的な皇帝として位置づけられていた」と重ねて論じられている。その証例として、宣帝本始二年五月の詔に「孝武皇帝、躬ずから仁義を履き、明將を選びて不服を討つ。…中略…。百蠻は風に郷い、塞を款きて來享す。太學を建て、郊祀を修め、正朔を定め、音律を協し、泰山を封じ、宣房に塞ぐ。符瑞應じ、寶鼎出で、白麟獲ること、功德茂盛たり、宣べ盡くすこと能わず」と、武帝の政策を天帝が嘉して祥瑞が発生したと宣帝が主張していることから、宣帝もまた「祥瑞の出現を以て、自己の治世が武帝の盛時を継ぎ得るものであり、自己が武帝の威徳を継ぎ得るものであるとして天下に示した」と結論づけられている<sup>(6)</sup>。

確かに、「漢書」宣帝紀を一読して気づくことは、宣帝期に起きた瑞祥の回数が、他の皇帝の治世期間に起きた回数と比較して、極端に多いことである。

名前	瑞祥回数
高帝	0
惠帝	1
高后	0
文帝	1
景帝	0
武帝	4
昭帝	1
宣帝	14
元帝	0
成帝	3
哀帝	0
平帝	0

宣帝紀に見られる瑞祥の回数は十四回、宣帝の治世は約二十五年、単純計算すれば二年に一回の割合で瑞祥が起きたことになる。とくに元康元年三月から神爵元年三月までの五年間には七回と集中しており、毎年のように瑞祥が報告されている。

ここで注意すべきことは、松島氏が言われるよう、瑞祥の発生＝武帝の善政という結論が齎されるかと言うことである。すなわち、氏が例証としてあげている本始二年五月の詔は、武帝の功業に対し廟号と舞を議論させる詔であつて、瑞祥の発生を嘉した内容ではないということに注意しなければならない。実際、翌六月には武帝へ「世宗」の廟号と、巡幸した郡国全てに廟の建立が決議されている。西嶋定生氏もまた、この本始二年五月の詔は「武帝の鴻業を顯彰し、皇帝の権威を昂揚しようとするもの」であると論じられており<sup>(1)</sup>、宣帝が自身の皇帝権力を強化しようとして武帝を利用したのは松島氏も西嶋氏も同意見ではあるが、必ずしも瑞祥＝武帝の善政というわけではなさうである。

この宣帝期に多発した瑞祥について、松島氏自身も「宣帝とその側近にとって親政開始と皇帝権威の確立強化は祥瑞の度重なる出現という形で示すことが最も適切であり効果的と判断された」と論じられており、宣帝が意図的に瑞祥の回数を報告させていたと考えている。また、板野長八、町田三郎、中谷由一の三氏もそれぞれ見解を述べられているが、板野氏は宣帝が意図的に報告したと論じられている<sup>(2)</sup>。町田氏は「宣帝の治世は万事を瑞祥に合法化し、宣帝は瑞祥・神聖なものに余りにも節度なくもたれかかりすぎた」と論

じられている<sup>(3)</sup>。そして中谷由一氏は、宣帝期の祥瑞は勸農政策と関連しており、当該期の人口増加と連年の豊作から穀価が下落するなど、為政者が百姓からの支持を得る道具として用いられたもので、「宣帝期の祥瑞は経済状況の良好な状態を基調として現れたもの」と論じられている<sup>(4)</sup>。

これらの先行研究から考えてみると、宣帝は意図的に瑞祥を報告させ、自身の政事施策を必要以上に賛美していたことに大過はない。そうだ。だが、なぜ宣帝は自身の政事施策を自画自賛する必要があるのだろうか。この点について、私は宣帝の出自に解答を求めてみたい。

本来、大逆者の孫である宣帝には帝位繼承権は無かつたが、霍光ら政府高官の都合により急遽皇帝に擁立されたことから、宣帝の皇帝権力は弱く、霍光達の意向を考慮する必要があつた。したがつて、中央政府のなかに十分に信頼できる有力な官僚を持たない宣帝にとって、実権者である霍光の存在を無視して新しい政事施策は行なえなかつた。

この宣帝の即位状況は、呂氏一族を族滅させた周勃や陳平ら高祖期の功臣達の協議によって代王から皇帝に擁立された文帝と類似している。皇帝権の弱かつた文帝は、功臣達の意向を反映しつつ、下級官僚群から袁盎や賈誼、鼂錯などの新興官僚群を形成し、次代の景帝期や武帝期の繁栄の道筋を拓いている。その状況を知悉していく宣帝は、自身の権力基盤の強化のためには、新しい近臣集団を形成する必要があることを熟知していたと推察される。だが、文帝期

と異なって中央政府の官僚達は、長期政権の弊害の一つでもある保守的思想に毒されており、自身の保身のため霍氏らの意向を宣帝の意向より重視する可能性は否めず、よって宣帝は従来の中央政府の官僚ではなく、地方豪族の子弟を抜擢することで、自身の権力基盤の強化を求めたと考えられる。

説明するまでもなく、政治制度や官僚体系などは一朝一夕に作られるものではなく、逆に一度構築されると変更も容易ではない。したがって、実権者の霍光が死去した地節二年の『漢書』本紀には、「上、始めて政事を親しくす」との条文が記載されているが、たとえ宣帝が親政を行なえたとしても、すぐに自身の意向を反映させて政治制度や官僚体系が変更できたとは考えにくい。

確かに地節二年は、宣帝が即位して六年の年月は経過しているが、霍光を领袖とした官僚達が朝廷内を牛耳つており、たとえ耳目手足となる近臣集団は形成しえたとしても、国政運営の全般を任せられるような高官が育っていたとは考えにくい。だが、霍氏を見限った官僚の数人が、宣帝の意向に従つて行動をしている状況が見られる。たとえば、京兆尹の趙廣漢は、従来は霍光に仕えていたが、霍光の死去後は長安県の吏を勤員して霍光の嗣子霍禹を調査し、専売制のもと私販を許されていなかつた酒の密造の状態をあばいている。この趙廣漢の行動に対し、宣帝は心中密かに廣漢の行動を嘉していたが、霍禹の姉妹である霍皇后が涕泣して宣帝に訴えたことから、広漢を召問しなければならなかつた。この趙廣漢の事例から理解できるように、宣帝が親政を始めた当初、宣帝には霍氏の意向を無視し

ての政事判断はできなかつたと考えられる。

このように、強力な皇帝権を背景に後宮支配を行なつた武帝と異なり、官僚に擁立されて皇帝に即位した宣帝では、最初から立場が違つていた。したがつて、両者の政治構造が端から異ならざるを得ないことは説明するまでもない。そのため、宣帝が武帝の政治構造を踏襲することは、根本的に不可能であつたとしか考えられないのである。

この武帝期と宣帝期の違いについては、先行研究でも論じられている。例えば、富谷至氏は「武帝期を境にして政治体制に大きな変化が生じ」たとして、武帝期は「西漢初期体制の極盛期であり、同時に以後の変貌の要因は武帝期に胚胎した」と論じられている。だが、氏は宣帝以後の状況について、「皇帝権の性格、君臣関係、吏治の各面で以前と相違が見られる」として、宣帝期を挟んで前漢の政治体系が異なつていることを論じられている<sup>(十三)</sup>。

また、西嶋氏は『史記』と『漢書』の循吏伝と酷吏伝から、武帝期が酷吏、宣帝が循吏の時代であつたと論じられている<sup>(十四)</sup>。この両皇帝期に重用された官僚の資質の違いは、大きな意味を持つ。現実問題、行政機構は現状に即応して整備されるものであり、官僚は時代の要請に相俟つて登場していく。したがつて、重用される官僚の資質が違うということは、武帝期と宣帝期では目指していた政治目標が違つていたことを意味しており、両皇帝期が本質的に異なるた時代であつたと仮定することができる。

武帝期と宣帝期における政治目標の違いについて、重近啓樹氏は

「武帝期の地方政治の混乱を終息させ、その刷新の努力が積極的に推進された時期」との見解を示されている<sup>(十四)</sup>。すなわち、氏は循吏と酷吏による地方支配の状況に焦点を絞り、中央政府と地方豪族が対立か融合かの観点から論を展開している。

確かに、武帝期の豪族に対する強圧的な政治方針は、酷吏の重用のみならず、元封五年に刺史が新設されていることからも見て取れる。「漢官典職儀」の「六条問事」によると、刺史は郡太守と豪族の督察を職務の主目的としている。そのうえ、武帝は告緒や塩鉄専売を実施することで、経済的な面でも強圧的な政策を行なつて豪族を絞りあげていく。

だが、武帝期に行なわれた豪族に対する強圧的な政策の結果、小農民層の没落と階級分化の中で、豪族の成長が進行していくこととなり、中央集権体制の根幹である皇帝の個別人身支配と矛盾するところとなつた。

この宣帝期以降の社会状況について、好並氏は「國家の育民支配の理念は武帝期において最高潮にたつするが、地方では新興の土豪が力をもつ傾向をうみだしてきた。こうした理念と実態は矛盾をはらみながらも、権力によってその調整がはかられる。これが前漢中期から晩期にかけて両者の均衡の状態をうみだす原因となつた」と論じられている<sup>(十五)</sup>。

また、今村城太郎氏も治民の観点から、「豪民の帝陵移徙は元帝以後中絶し、商人の任官禁止も桑弘羊の大農丞着任後は事実上廢れ、酷吏の活動も宣帝の死後は不振に陥るようになり、豪強勢力に対する

君權の制肘は明らかに減退する」と論じられている<sup>(十六)</sup>。

このように、昭帝死去後の帝位繼承問題により、中央政府は極度の混乱に見舞われたため、中央政權の弱体化は顕著となり、地方の郡国に対する統制力が低下していく。結果、豪族の行政に対する影響力の強大化は避けられず、宣帝は豪族と妥協した政權運営が余儀なくされていた。

以上のように、宣帝期の政治状況についての先行研究を總めると、宣帝は自身の権力強化を意図して豪族に接近するため勢力拡大を容認し、逆に豪族も自身の利権を求めて宣帝との距離を縮めるべく、一族の有能者を宣帝の近臣集団として貢献していく。すなわち、宣帝にしても、豪族にしても、相互牽制と相互協力の関係を構築し、互いに利点を求めていたと考えて大過なかろう。

#### 四、宣帝期の政治施策

創業期の混乱を収束させ、長期政權としての権力基盤を確立できれば、その王国や国家は安定期を迎えることができる。安定期になると、為政者や国民は上下を挙げて國粹主義を主張するようになり、その流れは国内外に拡大していく。この政治的流れを前漢期に当て嵌めると、文帝期から景帝期にかけて劉氏の皇帝権力は確立し、武帝は前後二期計十六回総計八十万以上の将兵を匈奴へ派遣し、東方は朝鮮族を驅逐して楽浪郡などの四郡を、南方には日南郡などの九郡を設置するなどの外征を繰り返した結果、国費の乱用による財政

悪化がもたらされた。

また、征和二年七月に起きた巫蠱の乱における按道侯韓説や使者江充に代表されるごとく、長期政権がもたらす官職等の制度疲弊や綱紀弛緩などの政治腐敗も顕著となってきた。このように、政治・軍事・経済など様々な面から危機的な状況が表面化していくなかで、税制や財政の改革、優秀な人材の登用、治安回復、外交関係の安定など、危機的状況を改善し回復しようとしたのが宣帝であつたと言える。

宣帝の政治施策について左記の如く箇条書きしてみた。

- ・政治理念：漢王室の財政赤字の克服と、民間秩序の再構築
- ・慢性的経済赤字の克服
- ・民間秩序の再構築と風紀の回復
- ・政治目標
  - 一、弱体化した皇帝・天子権力の再構築
  - 二、中央政府の官僚人事の刷新
  - 三、現状に応じた官制と刑法改革
  - ・事業推進のための手段
    - 一、人事の一新
    - 二、救貧・勸農政策の実施
    - 三、官僚・官制組織の改革
    - 四、学問・思想の確立
    - 五、匈奴勢力の弱体化を意図して、西域諸国に対し軍事優先外交から友好外交へ転換し、軍事的経費の削減

#### ・事業推進のための組織の改善

- 一、地方で能吏として実績を挙げた官僚を中央官庁の高官に抜擢
- 二、土地・種食の貸与、田租・口賦の減額、常平倉の設置など民 生重視の政策を行なう
- 三、尚書の権能を削り、公卿に自由な上表を許し、再び中書の官を設けた
- 四、武帝期、董仲舒の献策により国家の指導の理念とされた儒学思想について、石渠閣会議を開催して儒学の諸書を議論させ、思想の確立と体系化を目指した
- 五、烏孫と連携して西域に進出し、新たに西域都護の職官を設置。  
結果、西域三十六国を服属させ、匈奴を弱体化
- 為政者が政治を行なう場合、国家が進むべき明確な方向性と、それに伴う具体的な未来像が必要となる。通常、政治目標は短期・中期・長期の目標を設定し、段階を踏みつつ完遂させていくのが常套手段である。前述した宣帝の政事施策の内容から考えれば、救貧・勸農政策や官僚・官制組織の改革が短・中期の計画であり、官僚の人才培养や匈奴・西域諸国との外交政策は中・長期の政治計画と言えよう。とくに宣帝が重視した官僚の人才培养は行政能力や官僚資質など生來の素質も重要ではあるが、やはり経験の有無により左右されることが多く、如何に多くの職務を経験したかが重要な点となる。したがって、有能な官僚の養成は一朝一夕に行なえる事柄ではない。
- しかるに、宣帝期の治世について最もよく言われるのが、既述し

た劉元海伝にも「搜して俊曠を揚げ、多士、朝を盈たす」とあるように、能吏と呼ばれる人々が多数輩出された時代であったということである。では、宣帝期の治世の彩る「多士、朝を盈たす」とは、どのような人々であったのか。

前述したように、西嶋氏は宣帝期を循吏の時代であったと説明されている。確かに、『漢書』循吏伝序には「刺史守相を拜するに及んでは、輒ち親ら見問して其の繇る所を觀、退いて行なう所を考察して以つて其の言を質し、名實相應じざる有らば、必ず其の然る所以を知る」との条文が見られる。すなわち、宣帝は州の監察官や郡の太守、列侯・諸侯王国の丞相など、地方支配を統轄する官僚の人事異動には、自ら該当者を見聞して能力の有無を判断していたのである。そして「我と此れを共にする者は、其れ唯だ良二千石か」と主張するまでに至っているのだ。この条文内容に今一步踏み込んでみると、左記の二つの事柄が想起できる。

一、宣帝は太守や国相に、宣帝自身の意向を尊重すべきことを求め、末端官僚や百姓にまで浸透することを意図していた

二、直接引見して任命することから、彼等に宣帝自身が恩恵を直接示すことが可能であり、宣帝と彼等の個人的関係を構築することができた。宋代科挙制の殿試を想起することができる

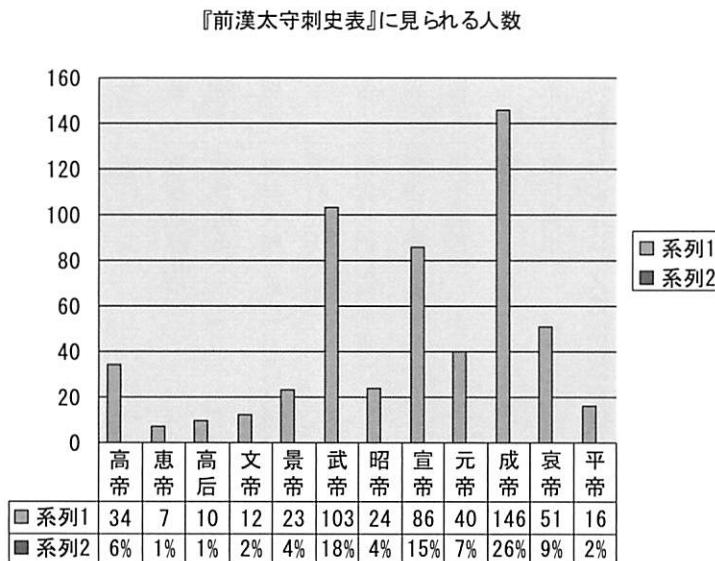
この二点のうち、私は一点目により重要性を見いだせる。すなわち、『漢書』循吏伝序には「太守を以つて吏民の本」と呼称しており、その太守は宣帝が直接尋問して諮詢を行なっているのである。このように、太守を直接諮詢することこそ、宣帝が施政を行なうに最も

重視した事柄であったと考えられるのである。

この点について、角谷常子氏は宣帝期を治民の時代であったと論じられている。西嶋氏もまた、宣帝期の地方長官の職掌に新しく民生維持が加わったと論じられている。実際、佐藤氏の研究によると、戸口数の増減が太守の考課材料とされたため、太守が管内戸口数増加に務めた結果、宣帝期は昭帝期より人口増加が進んだと論じられている<sup>(18)</sup>。氏は人口増加が進んだ背景として、惠帝期の早婚奨励策が社会風習として定着したためではないかとの仮説を立てられている。私は氏の説を否定するわけではないが、それ以上に社会が平和で安定し、社会保障が確立していたからこそ、出生率の増加に繋がったのではないかと考えている。例えば、地節元年三月には郡国の貧民に田地を貸与し、地節三年十月には行幸したことのない池籞苑を貧民に貸し与え、郡国にある宮館の修繕を禁止し、流民で帰郷した者に公田や穀種や食糧を貸与し、算賦と夫役を免除している。また、五鳳三年三月には天下の口銭（人頭税）を減額するなど、恤民政策を行なつてるのである。

そのうえ、宣帝は恤民政策を行なうと同時に、太守への監察を強化していく。五鳳四年四月には丞相府と御史大夫府の属官二十四人を巡回させて、無実の獄で擅に苛酷な禁制を行なつている者達を査察させていた。そのうえ、宣帝は太守の在任期間を従来の方針と異なり、「數々變易すれば則ち下は安からず、民、其の將に久しきを知るや、欺罔すべからず、乃ち其の教化に服從す」として、宣帝は太守に限つてではあるが、長期間在任する方針を明らかにしている。

実際、嚴耕望氏の研究によると、宣帝期に活躍したと判明できる太守の人数は、三輔の長官を含めて八十六人、この人数は全体の十五%に相当し、前漢皇帝十一代のうち三番目の多い人数である<sup>(十九)</sup>。このことから、宣帝期に治績を著わし名前を残した太守の多かったことが理解できる。



この『兩漢太守刺史表』を詳細に見てみると、宣帝期の太守で在

任期間が五年以上の人物は六人、これは武帝期以降では宣帝期を除いて皆無で、成帝期の京兆尹が平均三年で交代していることから考へてみても、宣帝期における太守の在職年数の異例さが浮かび上がってくる。この太守の永任について、末次信行氏は三歳考績による昇降任の人事異動は一つの方法であり、「当時の官僚機構は、三年任期の成立を完全実施できるまでは、整備されていなかつた」として、宣帝が太守の在職年数の長期化を推進したのは、「急激に推進された中央集権化、特に監察強化を緩和する意味を持つ」と論じられている<sup>(二十)</sup>。

既述したように、西嶋氏は宣帝期が循吏の重用された時代であつたと論じられている。とすれば、宣帝の治世を支えた能吏とは、循吏と呼ばれる人々であつたことになる。『史記』太史公自序には、循吏とは「法を奉じ理に循う吏」と説明している。

この循吏についての先行研究は多く、例えば西嶋氏は循吏を「貧弱者の扶助と富民を基本方針とし、きめ細かな指導を旨とする地方官」と、今村氏は「循吏を循謹な徳治の吏とし、酷吏を残酷な刑治の吏となす認識は、班固によつて古典化された」と説明されてい<sup>(二十一)</sup>。また、鎌田重雄氏は、司馬遷は官僚の理想像として「法令と刑罰、即ち文武を兼ね備はること」、すなわち、法令と刑罰を兼ね備えた人物であり、この理想的な官僚による政治とは、德化の政治であり威厳の政治であつて寛和の政治であると論じられていい<sup>(二十二)</sup>。

だが、『漢書』本紀の歴代皇帝の贊を見てみると、必ずしも鎌田

氏が説明されるように、宣帝期が寛和の時代であつたとは言いがたい。すなわち、宣帝に対する賛が他の皇帝の賛と大きく異なつてゐるからである。

- ・高祖：「漢承堯運、德祚已盛」
  - ・惠帝：「寬仁之主」
  - ・文帝：「專務以德化民」
  - ・景帝：「孝景遵業」
  - ・宣帝：「信賞必罰綜核名實」
  - ・武帝：「雄材大略」や「不改文景之恭儉以濟斯民」
  - ・昭帝：「孝昭委任霍光」
  - ・元帝：「優游不斷」な正確から「孝宣之業衰焉」
  - ・成帝：「湛于酒色」
  - ・哀帝：「廢薄」
  - ・平帝：「政自莽出」
- 右に列記したように、文帝は「徳を以つて民を化す」政治を行ない、景帝と武帝は文帝の政治を継承したことを見られてゐるが、宣帝は「信賞必罰」と法家思想を用いて統治したことが評価されているのである。そして、宣帝以降の皇帝の評価は低く、元帝は宣帝の業を褒めさせたとして、成帝は酒色に溺れたとして、画帝とも酷評されているのである。この点について、伊藤浩志氏は、「一定の評価を与えていた皇帝がその「仁」や「德」により褒賞されているのに比し、宣帝のみが「信賞必罰」の政治を行つたことにより高い評価を受けた」として、宣帝が特異な皇帝であったと論じられている。

る<sup>(二十一)</sup>。

このように、宣帝が刑法を重視していたことは、「漢書」元帝紀に元帝が「まだ皇太子の時、宣帝の法律重視の政策を批判したこと」に、宣帝は顔色を変えて激怒し、漢王朝を滅亡させるのは元帝であると歎いたとのエピソードが見られるところからも明らかである。また、宣帝は霍光が死去した翌年の地節三年十二月に廷尉平を設置している。池田雄一氏は廷尉平の新設について、「当時、法の運用に不公平感、問題点が生じたため」と説明されている<sup>(二十二)</sup>。他にも、応劭の「漢官儀」に治書御史という官職が新設されているが、桜井芳郎氏は「法律に明るい人を選び判決の当否を議せしめた<sup>(二十三)</sup>」と説明している。

この池田氏や桜井氏が主張される法運用の問題点とは、「漢書」刑法志に「兩帝期に法令が煩雜化し、刑罰が厳酷化されたと書かれており、国政と民間秩序が崩壊していく状況のことである。この武帝・昭帝期の社会状況に対して、「漢書」路温舒伝に「宣帝、閭閻に在りしより、其の此の若きを知る、尊位に來くに及び、廷史路温舒は上疏し、言秦は十失あり、其一が尚存する有り、治獄の吏が是れなり」とあることから、宣帝は法令の煩雜化を憂慮していたことが理解できる。だが、既述したように宣帝は武帝の政治を継承し、昭帝の治世を支えた霍光が死去するまで政治制度の改革を行なうことができなかつたため、霍光が死去して初めて政治制度の改革に着手できたのである。

【後漢書】崔寔伝には、宣帝の政治について「孝宣皇帝は人に君

たるの道に明るく、政を爲すの理に審らかなり。故に刑を厳しくし法を峻くして姦軌の胆を破り、海内は静肅にして天下は密如たり。歎を督廟に薦めて號を中宗と享け、見効を算計するに孝文よりも優れり」と評価している。また、「後漢書」梁統伝には、宣帝の刑法施策について「聰明正直にして海内を總御し、臣下は憲を奉じて失墜する所無く、先典に因循して天下は理まれりと稱す」として、官僚達が法令を遵守して過ちの無いように務めさせたことを評価している。

このように、宣帝が刑法を重視していたことを念頭にいれて、宣帝期に重用された循吏の資質を考えてみたい。循吏伝には、王成・黃霸・朱邑・龔遂・鄭弘の五人の列伝が記載されているが、うち黃霸は丞相に、鄭弘は御史大夫まで昇進している。黄霸は「法を持すこと平なる」と、鄭弘は「刑罰を用いること深し」と評価されており、宣帝期を代表する循吏とは、法術の持つ効能を重視しつつ、治民という職務を遂行していたと言えよう。

また、丞相であった丙吉の死期が迫った時、宣帝は丙吉邸に行幸し、重用すべき人材を下問している。この宣帝の下問に対し、丙吉は杜延年・于定国・陳万年の三人の名前を挙げ、杜延年は「法度に明るく、國家の故事に曉し」と、于定国は「憲を執りて詳平」と、陳万年は「後母に事えて孝、惇厚なこと行止に備わる」と推挙理由を挙げている。この推挙理由から理解できるように、杜延年と于定国の両名は刑法に通曉していることを理由に推挙されているのである。そして、杜延年は御史大夫へ、于定国は丞相へ、陳万年もまた

御史大夫へと昇進していることから、宣帝を輔弼した多くの官僚が、刑法思想の資質を持つていたと判断することができる。

このように、治民政策や官僚登用政策から理解できるように、宣帝期の特異性は顕著である。そして、私は現在作成中の「賜物政策からみる漢代社会政策の一端」からも、宣帝期の特異性を強く感じている。

漢代に初めて体系的な賜物政策が行なわれたのは、文帝元年三月のことでのこと、以後、兩漢期を通じて賜物政策は行なわれていく。兩漢期に行なわれた賜物政策は計八十一回、内訳は「穀」「米」「粟」「肉」「酒」などの食糧品、「帛」「絮」などの衣料品、「金」「錢」などの貨幣類が賜物されている。その他に、前漢期には「牛」、後漢期には「布」「帛」が賜物されている。前漢期に行なわれた賜物品の内訳を見てみると、「帛」が三十五回、他に「米」「粟」「肉」などの食料品計七回、「金」や「錢」などの貨幣類計八回と、群を抜いて「帛」が多く賜物されている。これらの賜物品のなかで、宣帝から成帝の期間だけ「帛」と「牛」と「酒」が一つの組み合わせとして賜物されており、他の期間に行なわれた賜物政策には見られない事例となっている。

本来、「牛」と「酒」の下賜は、文帝が皇帝に即位した高后八年閏九月に、女子の百戸ごとに賜物したのが初見である。この時、男子には爵一級を賜爵されている。賜爵政策については、西嶋氏ほか詳細な研究があるので詳述は避けるが<sup>(注3)</sup>、前漢期は「天下民當爲父後者」に、後漢期は「天子男子爵」と、語句や表現は異なるが、

両漢期を通じて家（宗族）の後嗣に賜爵している。そして、宣帝から成帝期のみ「鰥寡・孤獨・高年・三老・孝弟・力田」に「帛」を賜物するのと同時に民に爵一級を、そして女子には「牛」と「酒」を賜物しているのである。

この点について、現在検討を重ねており、詳述は別稿に譲りたい。

## 五、結語

本稿は、宣帝期の特異性について、先行研究を簡単に纏めたものである。その結果、宣帝期は文帝期から始まる政事施策を改変し、後漢期への道筋を作った時代であり、宣帝期に政治改革や官制改革が行なわれたからこそ、前漢王朝は王莽によつて篡奪され、また後漢王朝が建国されたと考えている。

私はこれら宣帝期の特異性をより明確に打ち出し、いかに後漢王朝へと繋がつていったかを明確にしたいと考えている。

- 註
- (一) 抽稿 「光武帝の宣帝觀」（『史学論叢』四二号、二〇一二年三月）
  - (二) 抽稿 「光武帝の宣帝觀—補論—」（『ゆけむり史学』七号、一〇一三  
年三月）
  - (三) 大庭脩 「世界歴史」四（岩波書店、一九七〇年五月十八日）
  - (四) 佐藤武敏 「前漢の戸口統計について」（『東洋史研究』第四十三卷第一号、一九八四年六月）
  - (五) 著者は別府大学大学院修士・博士課程に於いて、故好並隆司先生に十年間という長きにわたつて教えを請うことができた。その講義中先生が前漢期の時代区分についての考え方を示され、その内容を書き留めたノートを参考にした。
  - (六) 若江賢三 「漢代の『不道』罪について」（『歴史における民衆と文化』—酒井忠夫先生古稀記念論集）国書刊行会、一九八二年九月
  - (七) 松島隆裕 「前漢後期における祥瑞の一考察」『倫理思想研究』二巻、一九七七年
  - (八) 西嶋定生 「武帝の死—『塩鉄論』の政治史的背景—」（『古代史講座』十一巻、一九六五年十月十五日）
  - (九) 板野長八 「儒教の成立」（岩波講座『世界歴史』四巻、一九七〇年五月十八日）
  - (十) 町田三郎 「宣帝期の儒教」（『秦漢思想史の研究』創文社、一九八五年。初出「漢宣期の儒教」「中国哲学論集」一巻、一九七五年十月一日）
  - (十一) 中谷由一 「漢宣帝の祥瑞における政治学」（大阪府立大学『人間文化学研究集録』第十一号、二〇〇一年）
  - (十二) 富谷至 「西漢後半期の政治と春秋學—『左氏春秋』と『公羊春秋』の對立と展開—」（『東洋史研究』第三十六巻第四号、一九七八年三月）
  - (十三) 西嶋定生 「秦漢帝国」（講談社学術文庫、二〇〇五年二月二十一日第一刷発行）
  - (十四) 重近啓樹 「前漢の國家と地方統治—宣帝期を中心として—」（『駿

台史学 第四十四号、一九七八年)

(十五) 好並隆司 「前漢後半期における皇帝支配と官僚層」(『東洋史研究』二十六卷四号)

(十六) 今村城太郎 「漢代の循吏」(『東方学』第三十輯、一九六五年七月)  
(十七) 角谷常子 「『鹽鐵論』の史料的性格——桓寬のよつた資料を求めて——」(『東洋史研究』第四十七卷第二号、一九八八年九月)

(十八) 前掲註四参照

(十九) 斎耕望 「兩漢太守刺史表」(商務印書館、一九四九年)

(二十) 末次信行 「漢代の地方統治政策について——地方長吏の在職期間の考察を中心として——」(『東方学』第六十八輯、一九八四年七月)

(二十一) 前掲註十六参照

(二十二) 錦田重雄 「漢代の循吏と酷吏」(『史学雑誌』第五十九編四号、一九五〇年)

(二十三) 伊藤浩志 「『漢書』・『漢紀』における宣帝の序列変化とその意味」  
(『哲学』第六十三集、二〇一年)

(二十四) 池田雄一 「漢代における司法の展開について——律令一定と法の公開——」(『栗原益男先生古稀記念論集』、一九八八年)

(二十五) 桜井芳郎 「御史制度の形成」(『東洋学報』第二十三卷第一号、一九三六年二月)

(二十六) 西嶋定生 「中国古代帝国の形成と構造」(東京大学出版会、一九六一年三月二十五日)